

午後四時二十四分開議

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

○議長(松岡駒吉君) 議員泉山三六君より辭表が提出されております。これにつきお諮りいたしたいと思います。まず辭表を朗読いたさせます。

【參事朗読】

辭職願

私儀

一身上ノ都合ニ依リ辭職致度此段及御願候也

昭和二十三年十二月十四日

泉山 三六

衆議院議長松岡駒吉殿

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。泉山三六君の辭職を許可するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて辭職を許可するに決しました。

國家公務員法の一部を改正する法律案(參議院提出)

○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、參議院提出、國家公務員法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。國家公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告

を求めます。人事委員長角田幸吉君。

國家公務員法の一部を改正する法律案

國家公務員法の一部を改正する法律

國家公務員法の一部を次のように改正する。

第二條第三項に次の二號を加える。

十三 連合國軍の需要に應じ、連合國軍のために勤務に服する者
十四 人事院が指定する公團の職員(但し、本号は、昭和二十四年三月三十一日限りその効力を失ふ)

第五條第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次繰り上げる。

第八條第一項第一号中「第四項」を「第三項」に改め、同條第五項を削る。

第九條中第一号を削り、第二号を第一号とし、以下順次繰り上げる。

第一百一條中「第九條第一号、第三号より第五号まで及び第十三号」を「第九條第二号より第四号まで及び第十二号」に改める。

附則第二條第六項中「第五條第一項、第三項乃至第五項」を「第五條第一項乃至第四項」に改める。

國家公務員法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十三年十二月十二日

參議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 松岡駒吉殿

國家公務員法の一部を改正する法律案(參議院提出)に関する報告書

【都合により最終号の附録に掲載】

【角田幸吉君登壇】

○角田幸吉君 ただいま議題となりました、參議院提出にかかる國家公務員法の一部を改正する法律案に関する本委員會の審査の経過並びに結果を簡單に御報告申し上げます。

本法案は、十二月十二日、本委員會に付託となつたものでありますが、その趣旨は、國家公務員法に關して、人事官の任命を慎重にし、特別職の範圍を適正にする等のため、これに對し所要の改正を行うことを理由としてゐるものであります。

本委員會としては、これが審査にあたり、特に發議者たる參議院人事委員長中井光次君の出席を求め、同君より提案理由の説明を聴取し、ただちに討論に移つたのであります。本案に對する各党代表の討論は活発に行はれたのであります。ここに各党を通じての要点を概括御報告いたしますと、第五條第二項を削除することに對しては、いささか問題があるが、これは將來にあつたて問題とすることに對して、この際原案に賛成したいという趣旨のものであります。

かくて採決の結果、満場一致をもつて本案は原案の通り可決いたしました次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

めします。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

一 三條市所在の旧武徳殿拂下に関する請願(第三五号)

第二 吉原市に刑務支所設置の請願(第二二二号)

第三 教育予算増額に関する請願外十六件(第二七号)

第四 山形市立科学研究所における超短波研究費國庫補助の請願(第五三三号)

第五 教育金融國庫設置の請願(第五四四号)

第六 教育予算増額に関する請願外二件(第一〇一七号)

第七 著作権の保護に関する請願(第二二九号)

第八 國民健康保險の診療施設に對する國庫補助増額の請願(第五五五号)

第九 同(第五七号)

第一〇 あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する請願(第六四四号)

第一一 成年男女の身体検査実施の請願(第六八八号)

第一二 幼児保育機關の振興に関する請願(第一〇七号)

第一三 白糠漁港拡張工事施行の請願(第一二三号)

第一四 焼尻漁港築設促進の請願(第二二六号)

第一五 本浦漁港築設の請願(第一四五五号)

第一六 いわの旋網漁業の救済策に関する請願外六件(第一四六号)

第一七 片山津温泉所在の旅館を名古屋鐵道局より還元する請願(第四四号)

第一八 肥前飯田駅構内貨物積込線施設設置促進の請願(第九九号)

第一九 旧鶴見臨港鐵道第三鐵道拂下に関する請願(第一七号)

第二〇 相生、西大寺間鐵道敷設促進に関する請願(第一八八号)

第二一 西大寺港修築に関する請願(第二〇号)

第二二 阪和線拂下に関する請願(第三〇号)

第二三 村崎野信号所を一般駅に昇格の請願(第三六六号)

第二四 四國海運局松山支局宇和島出張所昇格の請願(第三八八号)

第二五 戸賀灣口に航路標識設置の請願(第四一七号)

第二六 東北本線急行列車を水澤駅に停車の請願(第四四四号)

第二七 前澤駅に踏切橋設置の請願(第四五五号)

第二八 衣川信号所を一般駅に昇格の請願(第四六六号)

第二九 國鉄加古川外四線を播丹鐵道株式会社に拂下反對の請願(第四八八号)

第三〇 旧小倉鐵道拂下促進の請願(第四九四号)

第三一 古久駅を一般駅に昇格の請願(第五〇〇号)

第三二 三納代、妻間國營自動車運輸開始の請願(第五一七号)

第三三 米澤、喜多方間國營自動車運輸開始並びに野岩羽線全通促進の請願(第五二二号)

- 第三四 伊座敷、準人間鉄道敷設の請願(第六一號)
第三五 殿田、小濱間鉄道敷設の請願(第六二號)
第三六 宮島、堀江間國營連絡航路開設中止の請願(第六三號)
第三七 大船渡線と釜石線とを連絡する鉄道敷設に関する請願(第七五號)
第三八 太畑、佐井間國營貨物自動車運輸開始の請願(第七九號)
第三九 天王寺、王寺間電化の請願(第八〇號)
第四〇 伏木港岩崎鼻山に燈台設置の請願(第八一號)
第四一 伏木港口整備並びに漁網撤去に関する請願(第八二號)
第四二 神戸市に國立ホテル設置の請願(第九七號)
第四三 六日市村浦柄に仮停車場設置の請願(第一〇三號)
第四四 伊東、東京間直通列車増発並びに伊東駅構内副線の復旧促進の請願(第一一〇號)
第四五 長野縣下五路線に國營自動車運輸開始の請願(第一二〇號)
第四六 白嶽、縫別間國營自動車運輸開始の請願(第一二四號)
第四七 白嶽、足寄間鉄道敷設の請願(第一二五號)
第四八 杉本、龍華間に貨物線敷設の請願(第一三一號)
第四九 成田、八日市場間鉄道復活の請願(第一三二號)
第五〇 飯田線設備強化並びに輸送力増強に関する請願(第一三三號)

- 第五一 佐川、尾川間に國營自動車運輸開始の請願(第一三八號)
第五二 帶廣市に鉄道管理施設設置の請願(第一三九號)
第五三 旧産業セメント鉄道拂下の請願(第一四一號)
第五四 鶴沼駅の改築及び構内拡張の請願(第一五二號)
第五五 太田、鶴沼間國營自動車運輸開始の請願(第一五三號)
第五六 大高根郵便局を集配局に昇格の請願(第一五五號)
第五七 電話公債額に等級設定の請願(第一四八號)
第五八 電話料金等軽減に関する請願(第一四九號)
○議長(松岡駒吉君) 請願日程第一、三條市所在の旧徳殿拂下に関する請願外五十七請願を一括して議題といたします。
請願(日程第一ないし第五八)に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
○議長(松岡駒吉君) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて各請願はいずれも採択するに決しました。

一 國務大臣の演説に対する質疑
○議長(松岡駒吉君) (前会の續)
この際お断り申し上げます。總理大臣は病氣のため本日出席いたしかねるものとあります。なお労働大臣は、やむを得ない用務のため登院いたしかねております。右、御了承願います。
この際中村寅太郎君をあとまわしといたしまして、野坂參三君。
〔野坂參三君登壇〕
○野坂參三君 私は、日本共産党を代表しまして、吉田總理大臣の施政演説に対する質問を申し上げたいのでありますが、不幸にして總理大臣は病氣のために今おいでになりませんので、副總理に一部の質問をし、あとは總理大臣、外務大臣として正式な御答弁を、不信案提出前に必ずここでいただきますというのを申し上げて、私の質問を進めたいと思つております。
まず第一にお聞きしたいのは、昨日のこの議場における泉山前大藏大臣のあの事件を中心にした問題であります。これについて私は、ここでくだくだしく繰返して申し上げる必要はありません。これは天下に醜をさらしたものである。しかしこれは、単に泉山大藏大臣一個の問題ではなくて、実はこの姿は吉田内閣のシンボルである。吉田内閣自身が、あの泉山大藏大臣によつて象徴されているといつて差支えない。大藏大臣は潔く議員を辭職されたが、總理大臣としては、内閣としてこの問題及び今日までの内閣の多くの失政に対して、いかなる責任をとられるか。われ／＼としては、もう総辭職なさるべき時期が來たと考える。(拍手)それについて副總理から、今日ここで御答弁をお願いしたいと思つております。もう一つ、この問題に関連してお聞

きたいのは、昨日この壇上で、總理大臣はこうお答えになりました。これははいわゆる四党協定の問題であります。この協定は單に政党内閣における協定ではなくて、政党内閣と司令官との話合であり、約束であるといふふうに申された。これは、昨日の席上で申されたと思つております。このいわゆる協定によりまして、昨日の十二時までに審議を終えて不信案を提出しなければならぬ、こういうことになつておるといふことを、われ／＼は聞かされておる。しかしながら、もうすでに昨日の十二時は今まで過ぎておるにもかかわらず、何らこの問題についても、政府としては手を打つておられない。そうしますと、昨日の吉田總理の御発表になつた御意見から見ると、一体この関係のあの協定といふものは、このように破棄してもさしつかえなかつたものかどうか、これは政府としてどういふ責任をお持ちになるか、これを私はお聞きしたいと思つて、これについて、ただいまここで副總理から御回答をお願いしたいと思います。

さて本論に移りたいと思つてますが、第一に國際問題についてお聞きしたいのであります。總理は、とかく外務委員會有るいはこの席上においても、日本は今外交關係が許されていないから、外交問題、國際問題については答へがでないといふことを、しば／＼言われております。ところが、總理ほど國際問題や外交問題について、おしやべりなされる方はほかにないと思つて。たとえば、實例をあげればたくさんありますけれども、六日の本會議でこう申されてゐる。講和については見透しはつかない、講和にかつて事件ごとに暫定的とりきめを行つて講和條約まで行くしかしかたがない、こういうふうに言われている。つまり、今見込みがない、暫定的とりきめというふうなことを、總理の口からはつきりとここで申されてゐる。私のお聞きしたいことは、この内容だと思つて。一体暫定的とりきめといふのは、どういふことを意味するの。つまり、これによつて日本の講和を延ばそうといふのか、あるいはこれをサボろうとするのか、こういう意図のもとに政府は立つておられるのかどうか。もう一つ、この問題からわれ／＼の想像し得ることは、私はあつてもこの問題に言及したいと思つてますが、結局このようになつて行かうというふうな企圖があるのかどうか、こういう点を、私は外務大臣としての吉田氏にお伺いしたいと思つて。

その次に、昨年の三月でありましたが、シドニーの放送によつて、吉田總理がこういふことを言われたと言つてゐる。これは相當重大な問題です。日本は、國際連合よりは、むしろ米國の保護を受ける方がよいと思つてゐる、アメリカは日本との講和條約が締結された後も無期限に日本にとどまらねばならない——私は外務大臣にお聞きしたいのは、こういう事實であるのかどうか、こういうことをおつしやつておるかどうか、一体どういふ考えをもつてこういふことをお言ひになるのか。これは結局、日本といふこの國を長く、あるいは永久に植民地化する、こういうことを意味してゐるとしかわれわれは解釈できない。この点について

明確な御回答をお願いしたい。

それから、さらに今年の十月十三日に、INSのハンドelmanという人が、やはり吉田総理の意見というようになこと、こういうことをいつておる。これには、米國自身前には植民地であつたが、今では元の母國、つまりイギリスより大きくなつてゐるではないか——私は、この問題は非常に重要な問題であり、われ／＼の深刻に考えなければならぬ問題をここで提起してゐるのではないかと思ふ。アメリカは確かにイギリスの植民地であつた。これが今日の大きな國になりまして、しかし、このときにおいて、第一に、世界では資本主義が發展期にあつた。海外發展の可能性もあつた。第二には、アメリカ國內に歴大な、豊富な資源があつた。この二つの條件があつたために、アメリカが植民地の境遇でありながら、今日のようになつて來てゐる。ところが、今日の日本には、今言つた二つの條件は全然ありません。それにもかかわらず、吉田総理は、日本は今のような状態でもよろしい、独立がなくてもよろしい、なくても、將來昔のアメリカのように日本はなり得る、こういうことを言ふことは、全然前提條件のない今日の日本がアメリカのように大きく發展するといふことを言われたことは、明らかに私は、先ほど申したと同じような意見から言われてゐるのではないかと思ふ。つまり、日本をあくまで植民地化して行こう、こういう政策がここにはつきり現れておるのじやないか。これについて私は、やはり吉田外務大臣の明

確なる御回答をお願いしたいと思ふ。

さらに総理は、國際問題については言いたくないと言いつながら、いろいろ意見を申されておる。その一つの例として、中國の問題についてどう言われておる。これは四日の予算委員会です。全体として、中國の動亂がわが國の經濟に影響するところはあまりにないこれはわれ／＼理解することができないのです。今日のこの中國の状態、また過去における日本と中國との經濟關係、また將來日本の發展のために中國と日本との經濟的緊密な關係がなければならぬといふことは、だれも知つておることです。ところが今日の中國の状態は、これは日本との經濟關係において何らの影響はない、こういうことを言われておる。これは何を意味するのかわれ／＼として、日本が今後發展するためには、中國と日本は緊密な連繫を持つて行かなければならない。これについて吉田総理は一言も触れないで、今のままでよろしい、これ以上經濟關係を持つ必要はないといふようなことが、ここに含まれておるのではないか。

さらに吉田総理は、こう言つておられる。今の中國と外國との關係について、アメリカが中國を従来以上に援助してくれんことを希望する。こういうことを、やはり予算委員会から申された問題として、重大な問題ではないかと思ふ。今日の中國はどういう状態になつておるか。この場合に、外務大臣の口から、今の中國に対して、これはおそろく私は南京政府を意味すると思ふが、これに対してアメリカが積極的な援助をすることを希望すると言つておる。これは明らかに中國の平和を促進する意味ではなくして、結局内戰の拡大長期化、これを吉田総理は希望しておられるのしか思われぬ。これについて私は、吉田外務大臣の明確な御意見を伺いたい。(詭弁を弄するな)と呼ぶ者あり詭弁ではない。ここにちやんと書いてある。結局、このように総理大臣の片言隻句の中に、總理大臣自身の本質が現れておる。これも、この間參議院で問題になりましたように、吉田総理が參議院の本會議において、日本帝國の發展というやうな、こういう言葉をすべらしておる。すなわち、吉田総理のあの頭の中には、昔の帝國主義的なあの思想そのものがまだ残つておる。従つて、ここに現れたところの中國の問題、日本と外國との關係について、あした帝國主義的な思想がここに現れて來るのは當然じやないか。このような外務大臣をいただくことは、日本にとつて非常な不幸である。

その次に、私は労働問題についてお伺いしたいと思ひます。吉田総理は、施政演説の中で、ただ一つだけ正しいことを言われておる。それは、こういうことである。わが國の復興再建であります。わが國唯一の經濟資源は生産的労働である、つまり日本今後の復興の根本的動力は労働力であり、労働者である、ということ言われておる。この労働者に対して、總理大臣は愛國的情熱をもつて復興に協力するといふことを呼びかけておられますが、はたして吉田内閣のとつておる労働者政策が、ほんとうに労働者が心の中

から熱意をもつて協力し得るような政策をやつておられるかどうか。完全にこれは逆である。完全に反対のことをやつておられる。政府のやつておることを一括して言へば、第一に、三原則によつて労働者の給與をきづげにすること、予算案に盛り込まれてゐることによつては五千三百円、これが戦前の十二円に過ぎないことは、皆さんも大体御存じだと思ひます。餓死賃金です。これが吉田内閣の労働政策。第二の労働政策は首切りです。岩本國務大臣のここの報告によりますと、五十七万四千人も來年の三月までに首を切ると言つてゐる。またこれを民間に普及して、おそろく二百四十万人の首切りを始めるだらうと言つてゐる。政府側の統計を見ましても、完全な失業者、半失業者を寄せれば、今日でも八百万人近くあると言つてゐる。しかも失業対策は、ほとんど何もやつてゐない。それにもかかわらず、政府が今言つてゐることは、結局もつと多くの首を切ると言つてゐる。これが吉田内閣の第二の労働政策。第三の労働政策は、國家公務員法のあの改悪に現れてゐるやうに、労働者をふんづかまえるといふこと。御存じのやうに、政令によつて今数百万の労働者が逮捕されてゐる。(でたらめ言ふな)と呼ぶ者ありこれがすなわち吉田内閣の第三の労働政策である。

吉田内閣は、いわゆる三原則、すなわち労働者に対する三原則をお持ちになつてゐる。それはどういふ原則かと申しますと、第一には餓死に近い賃金を與へること、第二に首切り、第三に

は彈圧、この三つが、すなわち吉田内閣の労働三原則である。これによつて大資本の利潤が上がる。これによつて外資の導入受入態勢をつくらうとしてゐる。このような状態において、労働者階級がほんとうに心から内閣に協力する氣持を持ち得るだらうか。

それから、その次にお聞きしたいことは、これは安本長官です。泉山安本長官は、その演説の中で、こう申されておられます。物價の動きは緩慢である、ひとり賃金のみは急激なる上昇を示してゐる——これが今の政府の一貫した言ひ分です。つまり、物價はあまり上つてゐないが、賃金だけが上がる。これがすなわち今日の安本長官の言なんだ。(今安本長官はいないじやないか)と呼ぶ者ありここにゐるんだ。そして政府は、本年八月の民間給與は一月に比して八割の騰貴だと言つてゐる。同月の消費者價格は、一月に比して五割の騰貴である、つまり、民間の給與は八割増加してゐるが、物價の方は五割しか騰貴してゐない、従つて、實質賃金は三割の改善をされてゐる。こういうことを言つてゐる。

私は、この統計自身については、この通りだと思ひます。しかしながら、ほんとうの意味の實質賃金とは何かといへば、日々の労働者の生活がよくなるか悪くなるかといふこと。この一つの指標としては、カロリーがありま

す。總理廳の統計によりますと、カロリー計算で、こういうことを發表してゐる。今年の一月と八月と比べて、総カロリーが、一月には一千五百九十九カロリー、八月には一千九十六カロリー、

すなわち一月から八月の間に、四百二十三カローリの低下がある。〔そんなことをだれが言つたのか〕と呼ぶ者あり。これはすなわち総理廳の統計だ。少し勉強されたらよろしい。これを見れば、金額だけにおいて三割上つたときには、ただこれは欺瞞にすぎない。実際に、労働者階級の生活をカローリによつて見れば、四百二十三カローリも一月より八月において減つてゐる。これがすなわち実質賃金の低下でなく何であらう。この点について、この事実を新しい安本長官はお認めになりますかどうか、これを私はお聞きしたい。

さらに政府は、名目でなく物の裏づけを與えるということを言われておりますが、すなわちこれは、主食の増配とか労働加配の増加とか、すなわち家計の安定ということを政府は言つておりますが、私のお聞きしたいのは、物の裏づけということを具体的に、お答え願ひたい。何をどれだけ、いつから政府は労働者に対して給與されるのか、これを今ここで私はお答え願ひたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 野坂君、あと二分であります。

○野坂参三君(続) さて、私は今、政府の統計から見ても、労働者の實際生活がいかに低下してゐるかということ、を申し上げましたが、その反面において、いかに資本家の利潤が上つてゐるかという数字を、政府の統計から、私は皆さんに発表したいと思ふ。それは安本の調査によりますと、生産物單位當りの賃金が、去年の一月—三月平均を一〇〇にすれば、本年の七月、八月

は一七〇となつてゐる。すなわち、生産物單位當りの賃金が、去年の一月から本年の八月の間に一七〇、一倍七増してゐる。しかるに、同じ期間において、製品のマル公価格は五五八となつてゐる。言いかえれば、製品のマル公価格の方は五倍以上五倍半も増してゐる。一方において、賃金の方はわずかに一倍七であるにもかかわらず、マル公価格の方は——これはすなわち独占價格である。この方は五倍以上増してゐる。これ自身を見たところで、大資本が、この政府のつくり上げるところの独占價格によつて、これだけの賃金よりも四倍以上の利潤を占めてゐることを、ここにはつきり示してゐる。たとえばです。実例を言ひましょう。たとえ石炭では、一トン當りの賃金は五倍八、それにもかかわらず、一トン當りのマル公は八倍四という、こを見ては、五と八の差がある。一方においては賃金がこれしか上らないが、價格だけはこれだけ上つてゐる。ことが、大資本に対して政府のいゝゆる統制價格に——よつて莫大な利潤を與えてゐるということ、これはちゃんと政府の統計にたとへばです。同じ石炭の面においても、炭鉱調査官が調査した結果によりますと——これは炭鉱調査官の報告です。ほとんど大部分の炭鉱は、一〇%から二〇%の利潤を上げてゐると言つてゐる。この事實は否定できない。

○議長(松岡駒吉君) 野坂君、時間があります。結論を急いでください。

○野坂参三君(続) 私は、まだたくさん申し上げることはありますけれども、それで最後は、一言結論的に政府にお聞きしたいことは、以上申し上げましたよりな極端な低賃金政策、これは単に労働者に向けられただけではなしに、同様の收奪を、農民にも中小企業者にもやつてゐる。農民に対しては農地改革をサボつてゐる。農産物の生産費を半分も低いようなものに決定してゐる。五千町歩の耕作放棄をせざるを得ないような状態に農民を追い込んでゐる。いかに農民が重税によつて苦しめられてゐるか。これは單に貧農だけではない。中農、富農も、今日においては、もう食えない状態になつて來てゐる。中小企業者に対しては、どういふことをやつてゐるかといへば、政府の大資本擁護政策のために、資金と資材の不足に悩んで、彼らがまたいかに重税に悩んでゐるか。ここに爲替一本レートの設定は、泉山前大蔵大臣の言葉を借りても、もし一本爲替レートを三百円とすれば六割の輸出不能となるといつてゐる。三百五十円とすれば四割は輸出不能となるといつてゐる。これに対して、政府はいかなる具體的な対策を持つてゐるか、私は商工大臣にここで答え願ひたい。

以上のような大胆な、思い切つた收奪政策、その結果は何を導くかといへば、結局購買力の低下です。その結果は、さらに市場が狭まつてくる。それからさらに来るものは経済恐慌、これを防止するために、政府は必ず人爲的な購買力をつくり上げなければならぬ。これはどうしてやるかといへば、結局政府資金の撒布、これはすなわちインフレ政策です。ただ、今の政府のやつてゐるインフレ政策は、石橋財政のあのインフレ政策が手放しのインフレ政策であつたに對して、この内閣のインフレ政策は計画的であるという点が違ふだけです。このような状態のもので、総理の言われたような、唯一の経済資源である労働力を……

○議長(松岡駒吉君) 野坂君、時間を超過しました。結論を急いでください。

○野坂参三君(続) 生産に積極的に参加せしめるような態勢ができますかどうか。われ／＼は絶対にできないと思ふ。そのような結果は、結局國內に経済的、政治的不安を必ず起さざるを得ない。この全責任は、この吉田内閣が負わなければならない。私は、このような内閣は一日も早く桂冠して総辭職されんことを、再びここで要求したいと思ふ。

○議長(松岡駒吉君) 総理大臣の答弁は適當の機会に願ふことといたします。

○國務大臣(林謙治君) 野坂君にお答えいたします。

○議長(松岡駒吉君) 静肅に願ひます。

は、これは政府のまつた責任のないものと考へております。

なお外務省関係の問題につきましては、外務大臣から適當の時期にお答えをいたすことにいたしましたと考へます。

○國務大臣(増田甲子七君) 野坂君の御質問にお答え申し上げます。

吉田内閣は労働三原則を持つてゐる、その三原則は、第一は低賃金政策であり、第二は減賃政策であり、第三は弾圧政策であるという御質問であります。これはいずれも非常な間違ひであります。

まず第一に、野坂君御承知の通り、われ／＼は高賃金、高能率という政策をとつてゐる。すなわち高能率の政策をとつてゐることは、天下周知の事實であります。

それから第二に、行政整理はもとより主張しておりますが、これは誠意を目的としたものであります。岩本國務大臣も、よくあの機会において皆様に申し上げたと思ひますが、受入れ態勢をつくつて、そうしてその後行政整理を行ひ、必ず配置轉換その他適切な方策を講ずるということは、付言いたしております。

それから、野坂君御指摘の、ただいま政府の有する統計によつても、一千万の失業者が顕在もしくは潜在してゐるというお話でございますが、これは統計をまつた御存じない結果でございます。すなわち四百萬の潜在失業者がある。これは一部就業者であつて、なぜ潜在失業者と言ふかといふと、事志と違つて、自分の所志に反する職業に従事してゐる者が四百萬人、全然

職を失つてゐる者が六十万人といふのが、政府の統計であります。

その次に、われ／＼は絶対労働者を彈圧してゐません。しかしながら、もし非合法な行動をとる者があるならば、これは司法権が行政権ではございせん、司法権が発動することはやむを得ないでございましょうということを申し上げておるのであります。

それから実質賃金の点でございします。これは昭和二十一年の二月を一〇〇としたしまして、実質生計費は三五〇になつておりますが、実質賃金は五〇〇になつております。従つて、実質賃金は増加しておるといふことを申し上げる次第でございします。

要するに、あなた方の主張する生産主義の生産方法は人間性の本質を無視いたしますから、労働大衆を含む國民大衆に必要な消費財並びに生産財を多量に生産できない。すなわち生産力が発展できない。われ／＼の主張する主義政策のみが進歩的であるといふ私は確信を持つておる次第でございします。(拍手)

〔國務大臣周東英雄君登壇〕

○國務大臣(周東英雄君) 答へします。ただいまの野坂さんの御質問であります。大体名目賃金並びに実質賃金の増加傾向につきましては、労働大臣からお答えした通りであります。従つて、税引きの実質賃金におきまして、一四七、四割七分上つております。しかしカロリーにおいて下つておるだらうという御指摘であります。政府はこれに對しまして、前内閣のとき、すでに十月一日より、労働加配におきまして各業種別にこれを増加し、

新内閣になりました。十一月一日以後、一般配給基準量を二合七勺に引上げる等の方法によりまして、つとめて実質カロリーの減退を避けております。(拍手)

〔野坂参三君登壇〕

○野坂参三君 私は、副総理にもう一度、一点だけ伺ひたいと思ひます。

それは、昨日のこの議場で、總理大臣が、たしか國協協定の三本君の質問に對して、いわゆる四党協定はGHQとの協定である、この意味のことを言われておりました。ところが、この協定の全部が、昨晩の十二時において破棄されておる。そうしますと、この協定というものは、總理大臣の申されたような性格のものであるのかどうか、一体これは破棄してもさしつかえないものであるのかどうか、私はこれをお伺ひしたい。これが一点。

それから労働大臣が、ここで失業者に對して、失業者の数が一千万人がどうであるかと申されました。これは私は官廳統計によつてやつておる。お調べを願ひたいと思ひます。

それから、私たちの申したカロリーの問題については、政府が十月以後増配したとか、いろ／＼申されました。そういう事実もありましょう。これは大体いえます。しかし、問題はこの問題ではなくして、政府が公然とこの議場において発表した一月から八月の間の実質賃金は三割も減つておる。ところが實際においては、カロリー面において、うんと減つておるのではない。この事実をわれ／＼言つておるのである。明らかに政府は、今までのこの欺瞞を、新しい方法によつてまた欺瞞しようとしておる。これは回答はいりません。これだけ申し上げておきます。

〔國務大臣林義治君登壇〕

○國務大臣(林義治君) あの協約は破棄すべきところの問題ではないと考えております。

○野坂参三君 今の御回答は、われわれを愚弄しておるものではないか。今まで、十一月の末から、あの協定は必ず守らなければならぬ——徹夜までさしてゐるではありませんか。それにもかかわらず、昨夜十二時に切れる。たとへば不信任案の問題とか、予算の問題とか、これは全然約束通りにやられていない。それにもかかわらず、今の副総理の……(発言する者多く、聴取不能) 私は、もう一度副総理にお伺ひしたい。

〔國務大臣林義治君登壇〕

○國務大臣(林義治君) ただいまの協約の問題につきましては、現存をいたしておるというのを申し上げたわけでありませう。

○議長(松岡駒吉君) 中村寅太郎君。

〔中村寅太郎君登壇〕

○中村寅太郎君 私は、日本農民党を代表し、吉田總理はか所管大臣に對しまして、二、三の点について質問をいたします。

昨年四月、極東委員会において、日本民族將來の繁榮と幸福に重大なる關係を有し、日本國將來のあり方を規定する重要問題が、決定されたのであります。すなわち、日本の産業水準は一九三〇年より一九三四年の線を越えてはならぬという規定ができたのであり

まして、当時全國民をして、暗い氣持と將來の不安に迫り込んだのであります。

しかるに、今年三月、ジョンストン米國經濟使節團とともに來朝したところのドレーパー陸軍次官は、もし日本が軍需産業によらず、自力で一九三〇年から一九三四年、すなわち昭和五年から昭和九年の産業水準以上に達することができたらば、米國としては、日本をこの水準に引き上げにしておく意圖はない、と言明しておるのであります。さらに、本年九月二十三日、極東委員会において、パニューシキン、ソ連代表は、その声明の中において、日本將來の平和的産業水準について限

界を設けるといふ要求は妥當ではないと發表しておるのであります。すなわち、この限界を設けるといふことは、日本國民にも諸外國の利益にも合致しないといふことを、はつきり言つております。

続いて翌二十五日、米國陸軍、國務兩省は、日本が經濟的、社会的、政治的により強固な基礎を確立できるやうに計画を考慮しておると言明しておるのであります。すなわち、經濟の面では貿易契約についての統制を緩和し、政治の面では對日管理を緩和して、日本側に現在以上の責任を持たせ、社会的の面におきましては外國との文化關係を促進せよとするものであります。かくのごとく、米國並びにソ連において日本復興援助の好意と熱意の高まりつつあるといふことは、日本民族の將來に光を與えるものとして、われわれ歡喜にたえないのであります。

武器を捨て、戰爭を放棄し、ひたすら人類永遠の平和実現に奉仕せんと、たくましく出発いたしました日本民族といひましては、平和的産業の振興と國民の文化生活の向上を通じてのみ世界人類の繁榮と幸福に貢獻することができるのであります。——これは單に日本國民の平和的繁榮のためのみならず、世界人類の福祉にも合致しないといふことは、米ソ代表の声明によつても明らかである。敗戦國たりといへども、世界人類永遠の平和を守り、これが實現への主張に際しては、たゞ戦勝國に對してといへども、斷じて怯懦であつてはならぬと思ひのであります。われ／＼は、この規定の撤回方を懇請すべきだと思ひが、この點に對して首相の所見を承りたいのであります。

第二点は、吉田總理は、首班指名選挙の際野党によつて投ぜられた二百数十票の白票は、それ自体が内閣不信任を意味するによつて、政府はすみやかに衆議院を解散し、信を國民に問うと、しば／＼言明せられたのであります。當時衆議院の解散は、憲法第六十九條による以外に解散の道なしという論と、憲法第七條により政府に解散権ありという論にわかれ、本議場においてはもちろん、新聞紙上等においても、しば／＼論争せられたのであります。が、國民は、いづれに決するかと、重大關心をもつて見守つておたのであります。しかるに、いかなる理由なりしか、当初の言明を裏切り、政府は早期解散を断行し得ず、今日に至つておるのであります。憲法第七條による解散権は政府になきもの、のよう

に、國民の前には映つてゐるのであります。憲法の解釈は國民の前に明確でなければならぬ。政府は、すみやかに憲法第七條による解散権の正当なる解釈を國民の前に明示すべきであると思ひます。さらに、憲法第七條による解散権が政府になしといたしますならば、今日衆議院の解散は、憲法第六十九條による以外に道がないということになる。

ここにおいて考えなければならぬ問題は、今日の議會の運営状態である。野党は、その多数によつて幾多の決議案を通過せしめ、これが実行を政府に強要し続けて来た。しかるに政府は、この重大なる院議を無視し、ほとんど決議案に対して何ら誠意を示さず、ただこれを見送つてゐる実情である。この際野党は、当然不信任案をもつて臨み、政府をして総辭職せしむるか、さもなければ衆議院の解散により、國民の審判によつて黑白を決する以外には、健全なる議會運営はあり得ないのであります。しかるに、決議案は通過せしめ、政府がこれを実行せずとも、野党に攻撃の迫力なく、解散を恐れ、不信任案の提出をなし得ず、荏苒日を送るがごとき、だらしない今日の状態に接するとき、憲法第六十九條以外に解散の道なしとすれば、立法院の健全なる運用は期し得られるものではないと思ふのであります。かくのごとき場合には、政府は、國民投票によつて衆議院解散の可否を決するがごとき、新しき制度を確立する必要ありと考えるが、首相のこれに対する見解を明示せられたのであります。

第三点は、最近における農村金融の行詰まりは実に重大なる段階に入つたのであります。この春の作付ごろから急激なる資金難が農村を襲ひ、配給の肥料すら買えない農家が全国的に現われて来たのであります。政府は、これを救済するために農業手形を案出したのであります。これは次の供出を目当てとして代金の前渡しであつて、供出の青田買ひとも称すべき方法である。この方法では、供米を多くし得るゆたかな農民は恩恵に浴するけれども、供出量の少き貧農層にあつては、この恩恵に浴することは、きわめて少いのである。

この農家の金詰まりはさらに発展して、信用農業協同組合並びにその系統金融機關の資金難として現われて参つたのであります。政府は、これが打開策として、復金より四十億の融資を中金を通じて出すことになつて、そのうちの二十億が第三・四半期分として農山漁村に貸し出されることになつた。しかしながら、今日の農山漁村の金詰まりは、かくのごとき少額の金では焼け石に水で、何ら用をなさぬ程度のものである。しかるにもかかわらず、この二十数億が今にすら消化し切れずにおるといふ不可解な現象が起つてゐるのであります。

それはなぜかと申しますと、貸出規定の繁雜さと、関係官廳が多過ぎて、決定権はどこにあるのか判別し得ないような複雑な情勢にあるからであります。まず、金を借りるべく復金に行こうといひますと、農林省に行つて、わくをもらつて来いといふことにな

る。農林省へ行つて、局長や課長やあるいは係官をたずね、あるいは農林省

の地方出張所をたずねるとか、復金の地方支所へも出向くといふようなこと

で、幾たびも陳情を続けなければならぬ。その手続の繁雜なることには、実に驚かざるを得ないのであります。こ

うして順調に運んでも、手続開始後三、四箇月を要しなければ金は入手できないといふ実情である。この間に物價は容赦なく騰貴し、やがては資金計画に算入を生じ、計画がえのやむなきに至るといふ実情である。政府は、すみやかにこの繁雜なる貸出機構と貸出規定を簡易化し、農業協同組合の保証ぐらゐで百万や二百万の金は簡単に貸し出せるような制度をつくるべきである。さらに、この際農山漁村金融機關を設け、有する農山漁村復興金融機關を置き、すみやかに農山漁村金融の行詰まりを打開し、農民をして増産に専念せしむべきであると思ふ。

第四点といたしまして、今日三千万農民共通の悲願は、粒々辛苦による農産物の價格決定に際して農民の正当なる主張を貫徹し得るよう、生産者を主体とする價格決定機關をすみやかに設置してもらいたいといふことである。今までは、主張の貫徹どころか、発言権すら與えられてはいない。一方官公労働者は、人事委員会という強力なる國家機關によつて保護せられ、給與審議會においても、賃金決定にあつては発言の機会も與えられておる。一方農の場合には、米價を初め重要な農産物價格の審議決定が、一部官僚の秘密決定にゆだねられて、何ら生産者の意向すら取上げられないといふ実情、これを比べてみると、いかに農民が不公平な立場に置かれてゐるか

ということがわかる。政府はすみやかに、生産者を主体として農産物價格の決定機關をつくり、農民の正当なる要求を受け入れるべきであると思ふ。

第五点としまして、最近行われた農業調査によりますと、農家戸数は五百七十万戸から五百九十万戸へと増加したておるのであります。農家人口は三千四百万人から三千六百万人にと激増し、今後農村がこの膨大な人口を抱いてどう生きて行くべきかといふことは、日本の重大な課題であると思ふ。この事実の反映として、昭和五年には耕地一町歩未満の農家戸数が六八%であつたものが、昭和二十二年には七二%に増加し、急激に農業は零細化されたのであります。この零細化された日本農業に対して、金融資本や商工資本よりの強力なる圧力が加えられたのであります。それは、公定價格における農産物の供出價格と、農民に対する配給物資との價格差の問題であります。やみ價格の領域において價格差が拡大しておるといふことは、もちろんであります。が、公定價格の面においても、ひどく不利な状態に置かれてゐるのであります。

一例として、農産物の米と、農家購入物資の中の代表的なものとして肥料、すき、動力脱穀機の公定價格指數を見ますと、昭和十四年を 100 の一〇〇といたしますと、今年二月現在における米價四八九〇に対して、肥料が六三三八、すきに至りましては八二四〇となり、動力脱穀機また七三

五〇となつておる。かくのごとき價格差による金融資本、商工資本の功妙なる攻撃と農民よりの收奪は絶えず行われ

て、遂に日本農業は貧困に追い込まれたのであります。

この零細化され、貧困化された日本農業は、現在のごとき原料生産農業に

まることなく、一刻も早く農業の多角化をはかり、経営形態を根本的に

なければならなくなつた。すなわち、原料生産農業より農産物の最終過程ま

での加工農業への飛躍と轉換こそが、唯一の日本農業の生きる道でありま

す。しかるに現状においては、農業は單なる原料生産に止まり、つくり出され

たところの農産物は、ことごとく資本家の搾取の対象となり、彼等の工場において加工されておる。今後は、農産物はことごとく農民の手によつて加工せしめるところに改めなければなりません。(拍手)

しかるに、わが國機械工業の現状におきましては、早急に工場設備を整えることは困難であります。そこで、各種公團が持つておるところの加工工場は、もちろん、一般資本家の手にあるところの一切の農産物加工工場を、すみやかにこの際農民に開放することが、私は第一であると思ふ。(拍手)これを各級農業協同組合に譲渡されることが早急解決の道であり、これによつてのみ、零細化され、貧困化されたところの日本農業の再建と復興とがあり得ると思ふのであります。(拍手)これを実行せんといたしますときには、猛烈な財閥資本の反響を受けることは覚悟しなければなりません。資本主義政黨を基盤とする現政府においては、幾多困難が横たわると思ひますが、斷固これを実行して日本農業を救済するの熱意と誠意を有するやいなや、周東農政の抱負を大胆率直に披瀝せられんことを、

官報号外 昭和二十三年十二月十五日 衆議院會議録第十二号 國務大臣の演説に對する中村君の質疑

一五七

ここに要求した者であります。
これをもちまして私の質問を終ります。
(拍手)

〔國務大臣林義朗君登壇〕

○國務大臣(林義朗君) 中村君の御質問の問題は、賠償の問題と密接な関係にある次第であります。賠償問題も事実上実施の緒についておりますし、加工日本産業の復興に連合國側が援助を與えて、できる限りすみやかに経済的に自立し得るようにして行こうという考慮が拂われておりますので、この二つの事実からいたしまして、自然に日本の産業水準の問題もつきりして行く傾向にある次第であります。政府といたしましては、從來もできる限りこの問題につきましては好意的考慮が拂われるように、関係方面にも連絡をして参つておりますが、今後ともこの努力を続けて行きたいと考えております。

その他の問題は所管大臣よりお答え願うことにいたします。(拍手)

〔國務大臣周東英雄君登壇〕

○國務大臣(周東英雄君) お答えします。
現在農産物価格と工業生産物価格との幅が非常に大きい、これはまことに農村として困る、將來農産物を主体とした價格決定機關を設けてはどうかという御意見であります。今日の場合、直ちに農産物だけをもつて組織する價格決定機關をつくることは考えておりませんけれども、しかし、農産物と、いうものが工業生産物と適正に均衡を得るということは最も必要でありますので、政府といたしましては、米麦等の價格につきましては、將來農

林省または安定本部において、農民あるいは消費者の團體の代表者をもつて組織する價格決定機關というふうなものを審議機關として設けて、これに對して諮問して、十分に事情を取入れて決定する方向に向いたいと考えております。

第二の、現在農村における金融が梗塞されておる、そこで、農業協同組合等に保証せしめて徹底的に金融したらどうか、さらに進んでは、三百億円くらい出して農山漁村の復興金庫をつくつてはどうか、という御意見であります。御意見の通り、今日最もやらねばならぬことであり、遅れておるのが農山漁村金融の確立であると思ひます。政府におきましては、御意見の通りに、短期、中期等の金融機關の中心母体といたしましては、何といたしましても総合金融機關たるべき農業協同組合の信用事業を中心といたしましてこれを行い、足らざるものは、國家資金をそこに流して補強するということは、やらなければならぬ、またやりたいと考えております。さらに長期等の資金につきましては、ただいま御指摘の意味で金融制度調査会の考え等もございまして、目下考案中であることをお答え申し上げておきます。

第三に、今日の零細農家の経営を安定せしめるために、何としても將來生産耕種農業だけでなく、生産物に對する加工工業を行わしてはどうかという御意見、まことに同感であります。今後における農村の多角経営に相並んで、その生産物を元としての農村工業を興すことにつきましては、政府におきまして、つとにその施策を進めてお

ります。今日その適正なる計画を進めさせるために、全國を通じて七十五箇所に基幹工場を設けて、その指導經營に――技術の面について指導いたし、その後におきましては、農産物加工、畜産物加工、輸出品工業等に関して適當な施策を施しておるものであります。

なお御意見のうちに、それらのことを実行するについて、どうしても農業協同組合を母体として、これをしてやらしめよ、將來公園等の施設を全部これに移譲してはどうかということであり、今日の場合、ただちに、種々な観点から、全部を農業協同組合に移すことは實際上不適當であり、またそれは不可能であります。しかし、今後農村における農業者の協同母体である農業協同組合を使つて進めて行くということについては、大体その方針で、ただいま申し上げました基幹工場等々を設ける場合において、農業協同組合に工場を設置して、これを活用することに努めることを申し上げておきます。(拍手)

○國務大臣(殖田俊吉君登壇) 内閣に衆議院の解散権があるかどうかというお尋ねでありましたが、衆議院の解散権が内閣に存しますことは學界の通説でありまして、法理におきましては政府も學界の通説に従うことを適當と考えております。

また、解散は國民投票にまつべきであるという御意見でありましたが、これは立法上の御意見でありまして、現行法におきましては、何らかのごとき問題は起らぬものと考えております。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて國務大臣の演説に對する質疑は終了いたしました。

内閣の責任に関する緊急質問 (酒井俊雄君提出)
○今村忠助君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、酒井俊雄君提出、内閣の責任に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 今村君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

内閣の責任に関する緊急質問を許可いたします。酒井俊雄君。
〔酒井俊雄君登壇〕
○酒井俊雄君 私は、國民協同黨を代表いたしましたして、内閣の責任に関する質問を申し上げたいと思ひます。

羊頭を掲げて狗肉を賣るという言葉がございまして、民自党におきましては、在野当時取引高税の即時撤廃、あるいは自由経済政策の即時実施等を大いに高調されておりましたが、一旦内閣を構成するや、まったく忘れ果てたごとく、これらの公約の何らの実施を見ないのでございまして。私どもは、國民の多くの者が考えておるとひとしく、これは選挙に使う單なる道具でないかというふうに考えておるものでござい

ます。はたして、この掲げられた政策といつから実施される用意ありやいなや。また、この政策実施を約束しながら、いまだ何ら着手せざる点につき

まして、その責任いかんということ、私は弁明を願ひたいものでござい

ます。なお、内閣の重要な役員のうちから、疑獄その他にくい事実によりまして、この重要な閣僚の席、あるいは重要な政府委員の席を順次しりぞいて行かれたこの姿――先ほど共產黨からも、泉山問題についてその責任の質問があつたやうでございまして、この答弁にあたつて、個人の責任は認めて議員までも辞任したのであるが、内閣には責任なしというやうな御答弁であつたと思ひますが、とんでもない答弁だと思つてございまして。(拍手)

一体、これらの大臣を選任し、また政務次官を選任した責任は、だれが持つべきものでございまして。田中角榮氏は、法務政務次官の重要な地位に置かれながら、しかも事案に關する重要なポストにありながら、直接檢察廳の指揮に當る身分でありながら、身みずから犯罪行為の嫌疑によりまして、現在この取調べを受けつつある。かかる人物を出したことに關して、責任なしと言ひ得るものでございましてどうか。

なお、本日降職され、議員を辭せられた泉山氏につきまして、私は今さら個人の責任を云々しようとは決して思ひませんけれども、いやしくも身大藏大臣の職にございまして、しかもわれわれが徹夜いたして、眞剣に――國民が、きよあすに迫つたこの予算審議を望み、期待しておる、その期待のために寢食を忘れたという姿におきまして苦心しておられるのに、酒を飲み、女に戯れ、特に速記録に見ますれ

るに、疑獄その他にくい事実によりまして、この重要な閣僚の席、あるいは重要な政府委員の席を順次しりぞいて行かれたこの姿――先ほど共產黨からも、泉山問題についてその責任の質問があつたやうでございまして、この答弁にあたつて、個人の責任は認めて議員までも辞任したのであるが、内閣には責任なしというやうな御答弁であつたと思ひますが、とんでもない答弁だと思つてございまして。(拍手)

一体、これらの大臣を選任し、また政務次官を選任した責任は、だれが持つべきものでございまして。田中角榮氏は、法務政務次官の重要な地位に置かれながら、しかも事案に關する重要なポストにありながら、直接檢察廳の指揮に當る身分でありながら、身みずから犯罪行為の嫌疑によりまして、現在この取調べを受けつつある。かかる人物を出したことに關して、責任なしと言ひ得るものでございましてどうか。

なお、本日降職され、議員を辭せられた泉山氏につきまして、私は今さら個人の責任を云々しようとは決して思ひませんけれども、いやしくも身大藏大臣の職にございまして、しかもわれわれが徹夜いたして、眞剣に――國民が、きよあすに迫つたこの予算審議を望み、期待しておる、その期待のために寢食を忘れたという姿におきまして苦心しておられるのに、酒を飲み、女に戯れ、特に速記録に見ますれ

るに、疑獄その他にくい事実によりまして、この重要な閣僚の席、あるいは重要な政府委員の席を順次しりぞいて行かれたこの姿――先ほど共產黨からも、泉山問題についてその責任の質問があつたやうでございまして、この答弁にあたつて、個人の責任は認めて議員までも辞任したのであるが、内閣には責任なしというやうな御答弁であつたと思ひますが、とんでもない答弁だと思つてございまして。(拍手)

一体、これらの大臣を選任し、また政務次官を選任した責任は、だれが持つべきものでございまして。田中角榮氏は、法務政務次官の重要な地位に置かれながら、しかも事案に關する重要なポストにありながら、直接檢察廳の指揮に當る身分でありながら、身みずから犯罪行為の嫌疑によりまして、現在この取調べを受けつつある。かかる人物を出したことに關して、責任なしと言ひ得るものでございましてどうか。

なお、本日降職され、議員を辭せられた泉山氏につきまして、私は今さら個人の責任を云々しようとは決して思ひませんけれども、いやしくも身大藏大臣の職にございまして、しかもわれわれが徹夜いたして、眞剣に――國民が、きよあすに迫つたこの予算審議を望み、期待しておる、その期待のために寢食を忘れたという姿におきまして苦心しておられるのに、酒を飲み、女に戯れ、特に速記録に見ますれ

ば、そんなことはどうでもよい、お前が好きなで、とまで言つたそうでございますが、かかる大臣を出して恬として責任を認めない現内閣の良心を疑うものでございます。(拍手)なお、酒に泥酔をした泉山氏は、在外同胞遺家族に關する重要な予算の審議の場合も出席せずに女に戯れた。この關係を出しているこの事實は、泉山一人の責任でないと思ひます。もちろん民自党そのものの姿であり、民自党の表徴であると思ひ思ふものでございます。(拍手)

以上一、二の例を示しましたが、その他に、なお目にあまる内閣の責任に屬する事柄は、今や國民の前に一つ一つ暴露しつゝあるのでございます。惡の榮える世は、いずれ今日のごとく、その馬脚を現わすものと考えらるものでございます。

○議長(松岡駒吉君) 酒井君、時間の申合せの筋もありますから、結論を急いでください。

○酒井俊雄君(続) 以上種々述べました諸点について、その責任をいかに感じておられるか、明確な御答弁を願ひたいと思ひます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) ただいまの酒井君の發言中不穩當の言辭があれば、速記録を取調べの上、適當の処置をとることにいたします。

〔國務大臣林讓治君登壇〕
○國務大臣(林讓治君) お答えをいたします。

公約不履行の問題についてであります。公約不履行の問題におきましては、國民に公約をいたしたものは実行したすといふつもりであります。しかしながら、現在少數党の内閣であります。ために、繰選挙後におきまして再び吉田内閣ができるようになったときが参つた場合においては、從來の公約を実行するつもりであるわけでありませう。

○議長(松岡駒吉君) 酒井君、時間も超過してまいりますから、自席でお願いいたします。

○酒井俊雄君 私の聞きたいことは、政府の責任いかんということでございます。先ほどもお断りを申し上げましたように、名前をあげて申し上げたその人個人に対する責任を聞いているのではありません。かかる醜惡なる人物を出した内閣そのものの責任いかんということをお尋ねしているのでございます。率直に申し上げますならば、

〔内閣全体の責任だと呼び、その他発言する者多し〕
○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○國務大臣(林讓治君)(続) また議員辭任の手続をとりまして、ただちに大屋商工大臣を後任にいたしました。今後の審議に遺憾なきを期した次第であります。

なお、先ほど策謀があつたとか、あるいは計画によつて云々のお話もあつたわけでありませうけれども、決してかかることはございせんことをここに断言いたして、御答弁を終りたいと思ひます。

○議長(松岡駒吉君) 酒井君、時間も超過してまいりますから、自席でお願いいたします。

○酒井俊雄君 私の聞きたいことは、政府の責任いかんということでございます。先ほどもお断りを申し上げましたように、名前をあげて申し上げたその人個人に対する責任を聞いているのではありません。かかる醜惡なる人物を出した内閣そのものの責任いかんということをお尋ねしているのでございます。率直に申し上げますならば、

内閣總辭職の用意ありやいなや、この点もひとつ、御覺悟を伺いたいと思ひます。

〔國務大臣林讓治君登壇〕

○國務大臣(林讓治君) 責任につきましては、ただいま申し上げました通りであります。なお、總辭職をいたすなどということは毛頭考えておりません。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) この際暫時休憩いたします。

午後五時四十七分休憩

〔休憩の後には會議を開くに至らなかつた〕

出席國務大臣

内閣總理大臣	林讓治君
臨時代理大臣	厚生大臣
國務大臣	殖田俊吉君
文部大臣	下條康麿君
經濟安定本部	總務長官臨時代理
農林大臣	周東英雄君
大藏大臣臨時代理	大屋晋三君
商工大臣	運輸大臣
小澤佐重喜君	通信大臣
降旗德弥君	労働大臣
増田甲子七君	建設大臣
益谷秀次君	

國務大臣 井上 知治君
國務大臣 岩本 信行君
國務大臣 森 幸太郎君
出席政府委員

總理廳事務官 森永貞一郎君
人事官 山下 興家君
人事院事務局長 佐藤 朝生君
人事院事務總局長 岡部 史郎君
人事院事務官 蓮井 太一君
檢務長官 木内 曾益君
法制長官 佐藤 達夫君
外務事務官 西村 熊雄君
大藏事務官 河野 通一君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨十三日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

社会保険制度審議會設置法

公認會計士法の一部を改正する法律

行政機關に置かれる職員の設定の置又は増加の暫定措置等に関する法律

食糧管理法の一部を改正する法律
選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律

裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律

未復員者給與法の一部を改正する法律

特別未帰還者給與法

一、吉田内閣總理大臣から松岡議長宛、去る十日議長において承認した

柏村信雄外二十五名を昨十三日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十三日大藏委員會において、次の通り理事を補欠選任した。

大藏委員會

理事 堀江 實藏君（理事堀江實藏君去る八日委員辭任につきその補欠）

一、昨十三日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

内閣委員 大島 多藏君
外務委員 井上 知治君 野坂 參三君

文部委員 唐木田藤五郎君

通信委員 林 百郎君

労働委員 亘 四郎君

議院運営委員 石野 久男君

一、昨十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 唐木田藤五郎君

外務委員

亘 四郎君 林 百郎君

文部委員 大島 多藏君

通信委員 野坂 參三君

労働委員 井上 知治君

議院運営委員 堀江 實藏君

一、昨十三日委員長及び議員から提出した議案は次の通りである。

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

不信任決議案（片山哲君外八名提出）

一、昨十三日參議院から受領した同院提出案は次の通りである。

特別未帰還者給與法案
國会议法の一部を改正する法律案

一、昨十三日參議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

一、昨十三日議員から次の議案は委員會の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

不信任決議案
片山哲君外八名

一、昨十三日内閣から次の議案は委員會の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

未復員者給與法のの一部を改正する法律案

一、昨十三日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

一、昨十三日委員會に付託された議案は次の通りである。

特別未帰還者給與法案（參議院提出、參法第五号）

國会议法の一部を改正する法律案（參議院提出、參法第六号）

以上二件 議院運営委員會 付託

一、昨十三日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員會に付託された。

未復員者給與法の一部を改正する法律案（内閣提出第二三号）（予）

大藏委員會 付託

一、昨十三日參議院に送付した本院提出案は次の通りである。

國會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十三日參議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十三日參議院送付の次の同院提出案を可決した旨參議院に通知した。

特別未帰還者給與法案

一、昨十三日參議院送付の次の内閣提出案を可決した旨參議院に通知した。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

一、昨十三日參議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公認會計士法の一部を改正する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十三日參議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

社会保険制度審議會設置法案

行政機關に置かれる職員の設定の置又は増加の暫定措置等に関する法律案

食糧管理法の一部を改正する法律案

司法警察職員等指定應急措置法の一部を改正する法律案

少年法を改正する法律等の一部を改正する法律案
裁判所職員の定員に関する法律の一部を改正する法律案

